

基発0222第1号
平成24年2月22日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「法」という。)、
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)、
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第261号)及び
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」(平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。)において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について(労働基準局関係)」(平成23年5月2日付け基発0502第2号)記の第4により、通知したところである。

本日、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」(平成24年政令第33号。以下「改正政令」という。)が公布、同日施行され、下記のとおり、特定被災区域が追加指定されたので、その実施に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

記

第1 特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙のとおりであること。

千葉県：野田市、柏市

第2 対象事業場等

- 1 労働保険料等の免除の特例（法第81条及び第84条並びに省令第12条から第19条まで）については、当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた場合に対象となり、今般、追加指定された区域における取扱いについても、平成23年3月1日に遡及して適用されること。
- 2 労働保険料等の免除の特例が遡及して適用された場合は、平成22年度確定保険料等の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

第3 施行日等

改正政令は、公布の日（平成24年2月22日）から施行すること。ただし、第2の1のとおり、平成23年3月1日に遡及して適用すること。

(別紙)

特定被災区域一覧 (H24. 2. 22)

[青森県] (2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県] 全域

[宮城県] 全域

[福島県] 全域

[茨城県] (31市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県] (10市7町)

宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県] (1市)

※久喜市

[千葉県] (20市9町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※野田市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※柏市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※印旛郡栄町、※香取郡神崎町、※香取郡多古町、※香取郡東庄町、※山武郡大網白里町、山武郡九十九里町、※山武郡横芝光町、※長生郡白子町

[新潟県] (2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県] (1村)

下水内郡栄村

- ・ ※は災害救助法の適用市町村以外の市町村
- ・ 下線は、今回の政令改正により追加指定された2市

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令 (三三三)

○東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令 (三三四)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九條第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令 (三五)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令 (三五六)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令 (三七七)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (三八)

〔府 令〕

○金融商品取引法第二條に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (内閣府五)

〔府令・復興庁令・省令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則 (内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則 (内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一)

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業一)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働一)

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産二)

〔省 令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令 (財務二)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二三)

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産八)

○産業技術力強化法施行規則等の一部を改正する省令 (経済産業一〇)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九條第一項の要件を定める省令 (同一)

〔規 則〕

○人事院規則一〇一一二(職員)の留学費用の償還の一部を改正する人事院規則 (人事院一〇一一一六)

〔告 示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九條第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件 (内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九條第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準を定める件 (同一)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則第五條第二号に規定する主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件 (同一)

○資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件等の一部を改正する件 (金融庁八)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三條第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件 (金融庁・財務・経済産業一)

○労働金庫法第九十四條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件 (金融庁・厚生労働二)

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件 (金融庁・農林水産四)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政 令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の項中「西磐井郡平泉町」を「西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「同郡大衡村」を「同郡大衡村」に改め、同表福島県の項中「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市」に改め、同表栃木県の項の次に次のように加える。

埼玉県 久喜市
別表第一千葉県県の項中「銚子市」を「銚子市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下水内郡野沢温泉村」に改める。

別表第二岩手県の項中「西磐井郡平泉町」を「西磐井郡平泉町」に改める。
別表第三千葉県県の項中「松戸市」を「松戸市」に改め、同表宮城県に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三十四号

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三十五号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅渚郡鹿部町」に改め、同表千葉県県の項中「松戸市」を「松戸市」に改め、同表茨城県の項中「下高井郡野沢温泉村」を「下高井郡野沢温泉村」に改める。

政 令

東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅渚郡鹿部町」に改め、同表千葉県県の項中「松戸市」を「松戸市」に改め、同表茨城県の項中「下高井郡野沢温泉村」を「下高井郡野沢温泉村」に改める。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三十五号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅渚郡鹿部町」に改め、同表千葉県県の項中「松戸市」を「松戸市」に改め、同表茨城県の項中「下高井郡野沢温泉村」を「下高井郡野沢温泉村」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志
防衛大臣 田中 直紀

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅渚郡鹿部町」に改め、同表千葉県県の項中「松戸市」を「松戸市」に改め、同表茨城県の項中「下高井郡野沢温泉村」を「下高井郡野沢温泉村」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

この政令は、公布の日から施行する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦